

火災による廃棄物（火災ごみ）処理の減免手続きについて

- 居住用家屋の火災ごみのうち、「家財道具」を無料で受け入れます。（受入量に上限はありません。）
- 搬入施設までの運搬費用は、自己負担です。

～手続きの流れ～

1 一般廃棄物処理手数料免除申請書の提出

一般廃棄物処理手数料免除申請書は、各区役所または廃棄物対策課へ提出をお願いします。
 （り災場所が北区旧豊栄地域の方は、豊栄環境センターへお問合せください。）
 委託業者等が代理人としても申請できます。
 搬入方法、車両トン数・台数、搬入予定日が決まってから申請をお願いします。

2 一般廃棄物処理手数料免除承諾書の交付

申請書提出後、廃棄物対策課より一般廃棄物処理手数料免除承諾書を交付します。
 申請窓口での交付、または郵送での交付を選択できます。交付までの日数は、
 申請内容によって即日～1週間程度が目安となります。

3 火災ごみの搬入

搬入の際は、発行された「一般廃棄物処理手数料免除承諾書」をお持ちください。
 搬入先の施設は下記の表のとおりです。

ご注意ください！

- ・搬入できるものは、**家財道具のみ**です。
- ・事業の用に供していた物は搬入できません。（例：店舗兼住宅の場合、店舗部分の搬入不可）
- ・焼け焦げたり、灰が混ざり家財道具と判別できないものは、お断りする場合があります。
- ・コンクリート基礎、柱、瓦などの家屋構造物、家電リサイクル法対象商品は搬入できません。
- ・搬入先施設で受け入れ不可の搬入物が確認された場合、搬入をお断りする場合があります。

り災場所	搬入先	連絡先	申請書提出窓口	連絡先
北区（豊栄地域）	豊栄環境センター	025-386-0909	豊栄環境センターへ お問合せください	025-386-0909
北区（豊栄地域以外）	新田清掃センター	025-263-1416	北区区民生活課	025-387-1295
東区			東区区民生活課	025-250-2285
中央区			中央区窓口サービス課	025-223-7168
江南区			江南区区民生活課	025-382-4254
秋葉区			秋葉区区民生活課	0250-25-5678
南区			南区区民生活課	025-372-6145
西区			西区区民生活課	025-264-7261
西蒲区	鎧潟クリーンセンター	0256-76-2831	西蒲区区民生活課	0256-72-8312

問い合わせ先：新潟市廃棄物対策課（025-226-1403）

裏面あり（火災に関する各種制度一覧が掲載されています。）

火災にあわれた方への各種制度について

制度名称		内容	所管課	連絡先
税に関する制度	火災による固定資産税・都市計画税の減免(市税条例による)	全焼または半焼の場合、家屋に係る固定資産税・都市計画税の減免の対象になります。 詳しくはお問い合わせください。 ※償却資産に対する固定資産税についても対象になります。	資産税課 (東区、中央区、西区)	家屋第1係 025-226-2273 家屋第2係 025-226-2280
			資産税第1分室 (北区、江南区、秋葉区)	家屋係 025-382-4048
			資産税第2分室 (南区、西蒲区)	家屋係 0256-72-8231
			資産税課 (償却資産 市内全域)	償却資産係 025-226-2277
被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税課税標準の特例適用	火災等の災害により住宅が滅失又は損壊した場合、被災年度の翌々年度まで当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されます。(駐車場等に用途を変更した場合を除く)詳しくはお問い合わせください。	資産税課 (東区、中央区、西区)	土地係 025-226-2269 025-226-2271	
		資産税第1分室 (北区、江南区、秋葉区)	土地係 025-382-4032	
		資産税第2分室 (南区、西蒲区)	土地係 0256-72-8216	
個人市県民税の減免制度	火災による損害が保険金等の補てん額を差し引いても一定以上ある場合、申請日以降の納期限分の個人市県民税を減免します。	市民税課	中央区・南区 025-226-2245 東区・江南区 025-226-2365 西区・西蒲区 025-226-2370 北区・秋葉区 025-226-2375	
保険料に関する制度	・国民健康保険料の減免制度 ・後期高齢者医療保険料の減免制度	火災により損害を受け、損害の割合が3割を超える場合、保険料を減免できる場合があります。	各区区民生活課 (中央区は窓口サービス課)	北区 025-387-1285 東区 025-250-2275 中央区 025-223-7154 江南区 025-382-4241 秋葉区 0250-25-5677 南区 025-372-6137 西区 025-264-7254 西蒲区 0256-72-8340
	国民年金保険料の申請免除	火災による被害金額が財産のおおむね2分の1以上となる損害をうけ保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の全額または一部が免除されます。	各区区民生活課 (中央区は窓口サービス課)	北区 025-387-1275 東区 025-250-2265 中央区 025-223-7149 江南区 025-382-4235 秋葉区 0250-25-5676 南区 025-372-6135 西区 025-264-7243 西蒲区 0256-72-8336
医療徴収金に関する制度	新潟市国民健康保険の医療費一部負担金減免及び徴収猶予制度	国民健康保険の加入世帯で、震災、風水害、火災等の災害により死亡又は障がい者となり、資産に重大な損害を受け、医療費の一部負担金(医療機関へ支払う自己負担額)の支払いが困難になった場合、一部負担金の減免または徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	保険年金課	025-226-1077
	後期高齢者医療一部負担金の減免制度	火災により住宅等に著しい損害を受け、医療費の一部負担金を支払うことが困難となった場合、一部負担金の減免または徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	保険年金課	025-226-1081
見舞金に関する制度	新潟市小災害見舞金支給制度	住家の滅失(全壊、全焼又は流出をいう。)により10以上の世帯が被災した場合、その被災者に対し見舞金を支給します。	防災課	025-226-1143
救援物資に関する制度	災害救援物資の配分(日本赤十字社)	住家が全焼・半焼した世帯に、毛布や緊急セット等の救援物資を配分します。	各区健康福祉課	北区 025-387-1305 東区 025-250-2320 中央区 025-223-7252 江南区 025-382-4346 秋葉区 0250-25-5665 南区 025-372-6303 西区 025-264-7315 西蒲区 0256-72-8345
保育料に関する制度	保育料の減免	火災により損害を受けた世帯に属する児童の保育料を減免できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	幼保運営課	025-223-7376
開市する市営住宅に	災害等による市営住宅の一時使用	火災で家屋が全半焼等の被害にあわれた方を、一時的(最大60日)に指定の市営住宅に受け入れます。	住環境政策課	【北区・東区】 市営住宅万代サービスセンター 025-374-5410 【北区・東区以外】 市営住宅白山サービスセンター 025-234-5252

火災で発生した廃棄物の減免対象可否一覧表

【火災減免対象となる家財道具 ○】

机・テーブル	カーテン	備え付け家具(テレビ台・収納庫・食器棚など)
椅子・ソファー	ストーブ・炊飯器など家電類	
布団類	ベッド・マットレス	
畳	ふすま・ドア・引き戸	
仏壇	障子枠・手すり	
耐火金庫	自転車	

【注意事項】

※フレコン荷姿での搬入はできません

※事業の用に供していた物の搬入はできません

【下記のものとは火災減免対象となりません ×】

家の構造となるもの		
基礎(ベース生コン・鉄筋など)	柱・梁	瓦・がれき
断熱材	壁(モルタル・タイル・サイディングなど)	
灰		
通常家の敷地内(家屋外)にあるもの		
門扉	塀	フェンス
ウッドデッキ	自動車・バイク・船舶	農機具
タイヤ	浄化槽	バッテリー
オイル・塗料	庭石・灯ろう	庭木
家屋内にあるもの		
床材	消火器	家電リサイクル対象品目
システムキッチン	浴槽	便器
洗面化粧台・シンク		